

特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付要綱

5 森 第 8 4 0 号
令和 5 年 6 月 2 6 日

(趣旨)

第1条 県内における特用樹（漆・桐）の振興を図るためには、これまで減少傾向であった植栽地を増やし、特用樹の栽培を進め、特用樹に関する文化をPRしていく必要がある。そのため、特用樹の栽培やPR活動に取り組む民間事業者等に対し、特用樹の栽培やPR活動に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額等)

第2条 補助金は、次の各号の全てに該当する者が別表に掲げる事業を行う場合に交付するものとし、その額は同表に定める補助率とする。なお、補助対象経費は別紙1による。

- (1) 県内に主たる営業所、又は工場等の事業所を置いていること。
- (2) 企業又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- (3) 県内で栽培された特用樹を活用すること。
- (4) 別に定める審査委員会による選定を受けた取組であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係していないこと。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、第1号様式の添付書類の項に定めるとおりとする。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、各1部とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業目的の変更、事業主体の変更又は補助金額の変更を伴わないもので、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象事業費の20%以下の減

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、特用樹のめぐみ再発見事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、特用樹のめぐみ再発見事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条に規定する事業の状況報告は、特用樹のめぐみ再発見事業実施状況報告書(第4号様式)により、交付金の交付決定のあった年度の10月31日現在の状況について、11月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、特用樹のめぐみ再発見事業実績報告書(第5号様式)により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月10日)のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(権限の委任)

第12条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限に関するものは、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第4条第3項の規定に基づき、所轄の福島県農林事務所長に委任する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書により補助の申請をした補助事業者は、規則第13条の規定に基づく実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助率
特用樹（漆）の栽培やPR活動	定額（10/10以内で知事が定めるものとする。） ただし、補助上限は750千円とする。
特用樹（桐）の栽培やPR活動	定額（10/10以内で知事が定めるものとする。） ただし、補助上限は750千円とする。

別紙1（第2条関係）

1 特用樹のめぐみ再発見事業

(1) 事業の内容

漆や桐といった特用樹の栽培及びPR活動をしていくため、別に定めるテーマに合致した事業計画を公募し、そのうち企画性や地域貢献等に優れた事業提案に基づいて実施される栽培やPR活動にかかる経費について補助する。

(2) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技 術 者 給	技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝 金	事業の推進を図るための指導者等の謝金とする。
旅 費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、普及宣伝に係る広告料、保険料等とする。
委 託 料	資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車等の借料及び損料とする。

第1号様式

記 号 番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付してくださるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事業区分	総事業費	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金	自己負担金	そ の 他	
	円	円	円	円	円	

(2) 事業計画

別に定める事業計画書を添付すること

3 事業着手及び完了予定年月日

着手予定 令和 年 月 日
完了予定 令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額	備 考
県 補 助 金	円	
自己負担金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

事業区分	経費区分	予算額	経費積算の基礎
		円	
計			

※経費区分は、別紙1の1(4)に基づき記入すること。

5 添付書類

- (1) 法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本の写し、団体の場合は定款又は規約等の写し
- (2) その他別に定めるもの

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

第2号様式

記 号 番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、
年度特用樹のめぐみ再発見事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け福島県指令第 号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
別紙のとおり

（注）「変更（中止・廃止）の内容」の別紙は、第1号様式に準じて作成することとし、変更前と変更後の内容を対比できるように記載すること。

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業補助金概算払請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった特用樹のめぐみ
再発見事業補助金について、下記のとおり概算払により交付して下さるよう請求します。

記

事業費		円
交付決定額 (A)		円
既受領額 (B)		円
今回請求額	金額 (C)	円
	月 日までの 予定出来高	%
残額 (A - B - C)		円
完了予定年月日		

振込先 金融機関：
口座種別：
口座番号：
口座名義人：

(注)「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定があっても当初の
交付決定の年月日及び番号を記載すること。

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業実施状況報告書
年度特用樹のめぐみ再発見事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。
記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 事業遂行状況

活動内容	計画 A (円)	出来高 B (円)	進捗率 B / A (%)	備考
計				

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業実績報告書

年度において、特用樹のめぐみ再発見事業を下記のとおり実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により実績を報告します。

記

1 事業の実施概要

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事業区分	総事業費	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金	自己負担金	そ の 他	
	円	円	円	円	円	

(2) 事業実績

別に定める事業実績書を添付すること

3 事業着手及び完了予定年月日

着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支精算

(1) 収入の部

区 分	精算額	備 考
県 補 助 金	円	
自己負担金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

事業区分	経費区分	精算額	経費積算の基礎
		円	
計			

※経費区分は、別紙1の1(2)に基づき記入すること。

5 添付資料

- (1) 取組の実施状況写真
- (2) その他別に定めるもの

第6号様式

記 号 番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった特用樹のめぐみ再発見事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円

振込先 金融機関：
口座種別：
口座番号：
口座名義人：

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

特用樹のめぐみ再発見事業に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった特用樹のめぐみ再発見事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額（確定額） （ 年 月 日付け 第 号による通知額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額（A）	金	円
3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額（B）	金	円
4 補助金返還額（B－A）	金	円

（注）控除税額の積算の内訳等、参考となる資料を添付すること。